

平成 24 年 3 月 30 日

民主、自民、公明の三党による郵政民営化法改正案の国会提出について

一般社団法人全国地方銀行協会
会 長 中 西 勝 則

本日、民主、自民、公明の三党により、郵政民営化法改正案が衆議院へ共同提出されました。

これまで、地銀界では、郵貯事業改革について、①ゆうちょ銀行が民間市場に円滑に融合されていくためには、巨大な規模を縮小することが不可欠であること、②政府出資が行われている間は公正な競争条件への配慮が不可欠であること、③民営化を進めるにあたっては、地域経済に大きな混乱を生じさせないよう、地域との共存を図るべきであること、を繰り返し申し述べてきました。したがって、郵政改革の議論が、一定の政府関与を残したまま金融事業の規模・業務範囲の拡大を指向する郵政改革関連法案を取り下げ、現行の郵政民営化法の改正に方向転換することは本来の改革の目的に適ったものであると考えます。

しかしながら今回の改正案では、金融 2 社株式の完全売却のスケジュールが明らかにされず、また、新規業務規制について「金融 2 社株式の 1 / 2 以上処分後は届出制」に移行するとされた点は極めて問題が大きいと考えております。

本来、金融 2 社の新規業務規制は、経済・社会情勢、民営化の進捗等、全体状況を踏まえてそのあり方を判断すべきものですが、政府関与が残されたまま届出制に移行する場合には、金融 2 社の業務範囲拡大による民業圧迫の懸念がある上、民間との適正な競争が担保されないことが懸念されます。そのため、完全民営化までの間、金融 2 社の新規業務規制は少なくとも中立・公正な第三者機関による適正かつ厳格な審査を必要とする認可制を維持する必要があります。

また、預入限度額に関して、協議内容では、「当面は引上げない」とされていますが、暗黙の政府保証が付されたまま、預入限度額が引き上げられれば、規模の小さな金融機関や経済状況の弱い地域にとりわけ大きな影響を及ぼしかねず、地域における金融システムの安定を損なう懸念があるため、その限度額を引き上げないことについて審議の中で明確にすべきと考えます。

併せて、民間金融機関の店舗・ATMネットワークの充実が図られている現状があるなかで、日本郵政グループに金融のユニバーサルサービスの提供を義務づける必要があるのか、慎重に検討する必要があると考えます。

今後の法案に係る審議にあたっては、こうした点に十分留意した上で、政府出資が残る間、適正な競争条件が確保されないまま民間金融機関の業務を圧迫することのないよう、適切な制度設計を図って頂くよう強く要望します。

以 上